

令和7年度 留学生住宅総合補償説明会での主な質問内容

No.	質問内容	回答
1	公営住宅の場合、賃貸借契約書がありません。入居許可書でも構わないですか。	書類の名称に関係なく、学生の入居条件を定めている約款等があれば問題ありません。連帯保証される際は、必要書類をきちんと確認して、万一のトラブルに備えてください。
2	補償期間が終了しているが、基金事故の申請はできますか。	部屋の解約明渡しが補償期間内に完了している場合は申請できます。
3	大学所有物件の場合、留補償を利用することはできますか。	大学所有物件であっても、PFI方式で管理・家賃収受等を全面的に外部の会社に委託しており、賃貸人が第三者となっている場合は利用することができます。
4	留補償に加入する際の加入期間の組み合わせ方に決まりはありますか。	特にありません。なお、半年加入は「1年または2年加入の延長の場合のみ利用可能」という点を除き、自由に設定できます。賃貸借契約の期間と合わせて加入することをおすすめします。連帯保証をしている期間に補償が途切れないよう留意してください。
5	協力校の登録単位は学校法人ごと、あるいは学校ごとのいずれですか。	学校ごとの登録をお願いします。
6	保険料等負担金の支払いは、留学生本人がするものですか。	原則留学生本人にお支払いいただいておりますが、手続上、学校負担とすることも可能です。
7	ルームシェアをしている場合、入居者ごとに加入が必要となるのか、物件ごととなるのかいずれですか。	物件ごとではなく、入居している留学生それぞれが加入することになります。
8	入学前に入居する学生も多いのですが、入学前でも加入することはできますか。加入のタイミングはいつがよいですか。	入学前であっても「入学確実な者」であれば、加入することができます。連帯保証をする賃貸借契約の開始と同時に補償を開始することが望ましく、そのためには開始前日までに保険料等負担金の支払を完了させる必要があります。入学が決定した学生に対して早い段階で告知していただければと思います。